

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準

(平成二十六年金融庁告示第六十号)

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 連結流動性カバレッジ比率（第二条—第七条）

第三章 単体流動性カバレッジ比率（第八条）

第四章 適格流動資産

第一節 流動資産の定義（第九条—第十三条）

第二節 運用上の要件（第十四条—第十七条）

第五章 資金流出

第一節 資金流出額（第十八条）

第二節 リテール無担保資金調達に係る資金流出額（第十九条—第二十五条）

第三節 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（第二十六条—第三十一条）

第四節 有担保資金調達等に係る資金流出額（第三十二条・第三十三条）

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流出額（第三十四条—第四十四条）

第六節 資金調達プログラムに係る資金流出額（第四十五条）

第七節 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額（第四十六条・第四十七条）

第八節 資金提供義務に基づく資金流出額（第四十八条）

第九節 偶発事象に係る資金流出額（第四十九条—第五十三条）

第十節 その他資金流出額（第五十四条—第六十条）

第六章 資金流入

第一節 資金流入額（第六十一条）

第二節 有担保資金運用等に係る資金流入額（第六十二条・第六十三条）

第三節 貸付金等の回収に係る資金流入額（第六十四条・第六十五条）

第四節 有価証券償還に係る資金流入額（第六十六条）

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流入額（第六十七条）

第六節 その他資金流入額（第六十八条—第七十三条）

第七章 連結安定調達比率（第七十四条—第七十七条）

第八章 単体安定調達比率（第七十八条）

第九章 利用可能安定調達額

第一節 利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額（第七十九条—第八十一条）

第二節 利用可能安定調達算入率（第八十二条—第八十六条）

第十章 所要安定調達額

第一節 所要安定調達額に算入される資産等の額（第八十七条—第九十条）

第二節 所要安定調達算入率（第九十一条—第九十七条）

第三節 処分上制約のある資産の取扱い（第九十八条）

第四節 オフ・バランス取引の取扱い（第九十九条・第百条）

第十一章 相互に関係する資産及び負債（第百一条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結子法人等 銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第七十五条第三項において同じ。）であつて、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。

二 基準日 次条に規定する連結流動性カバレッジ比率若しくは第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率又は第七十四条に規定する連結安定調達比率若しくは第七十八条に規定する単体安定調達比率の算出の際に基準とする日をいう。

三 運用上の要件 第十五条に規定する自由処分性、第十六条に規定する管理の適正性及び第十七条に規定する自由移動性をいう。

四 適格レベル1資産 レベル1資産（第九条第一項に規定するレベル1資産をいう。第七号において同じ。）に該当するものであつて、運用上の要件を満たすものをいう。

五 適格レベル2A資産 レベル2A資産（第十条第一項に規定するレベル2A資産を

いう。第七号において同じ。)に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

六 適格レベル2B資産 レベル2B資産(第十一一条第一項に規定するレベル2B資産をいう。次号において同じ。)に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

七 流動資産 レベル1資産、レベル2A資産及びレベル2B資産を総称したものを行う。

八 有価証券 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利並びに譲渡性預金(準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。第四十号において同じ。)の預金証書をいう。

九 中央銀行等 日本銀行及び外国中央銀行等(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十条第一項に規定する外国中央銀行等をいう。第十五号及び第三十三条において同じ。)をいう。

十 レポ形式の取引等 担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの(中央銀行有担保資金取引を除く。)を行う。

十一 中央銀行有担保資金取引 中央銀行等との間で行われる担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの(有価証券に該当しない資産を用いる取引を含む。)をいう。

十二 受入資産 レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が取引相手方から受け入れている資産をいう。

十三 差入資産 レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が取引相手方に差し入れている資産をいう。

十四 適格流動資産 適格レベル1資産、適格レベル2A資産及び適格レベル2B資産を総称したものをいう。

十五 銀行券 日本銀行法第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券及び同項の規定に相当する外国の法令の規定により外国中央銀行等が発行する銀行券をいう。

十六 中央政府 日本政府及び外国政府をいう。

十七 中央政府以外の公共部門 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- イ 我が国的地方公共団体
- ロ 地方公共団体金融機構
- ハ 我が国の政府関係機関（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関をいう。）
- ニ 土地開発公社
- ホ 地方住宅供給公社
- ヘ 地方道路公社
- ト 外国の中央政府以外の公共部門（自己資本比率告示第一条第三十六号へに規定する外国の中央政府以外の公共部門をいう。）
- 十八 リスク・ウェイト 自己資本比率告示第六章第二節に定める標準的手法（自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。第四十三号イ(2)及び第十三条第四項において同じ。）におけるリスク・ウェイトをいう。
- 十九 金融機関等 金融機関（自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関をいう。）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者を除く。）をいう。
- 二十 子会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号及び第七十八条第二項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。
- 二十一 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。
- 二十二 流動性ストレス時 銀行若しくは連結子法人等固有又は市場全体の要因により、銀行又は連結子法人等の資金の流出及び資金調達能力の低下が顕著な規模で生じている状態が継続する場合をいう。
- 二十三 デリバティブ取引等 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引その他これらに類するもの（選択権付債券売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条第一項第九号に規定する選択権付債券売買をいう。）を含む。）をいう。
- 二十四 担保掛目 デリバティブ取引等に係る契約における担保又はレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引に係る契約における差入資産若しくは受入資産の種類ごとに契約において定められた料率であって、資産の時価又は額面額に乗じること

で当該契約における担保価値を算出するためのものをいう。

二十五 適格格付機関 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）第二条各号に掲げる格付機関をいう。

二十六 長期個別格付 適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超える債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十七 短期個別格付 適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であって、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十八 個別格付 長期個別格付及び短期個別格付を総称したものをいう。

二十九 債務者信用力格付 適格格付機関により付与された債務者の一般的な返済能力に関する格付（非依頼格付及び期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものを除く。）をいう。

三十 カバード・ボンド 次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

イ 法令に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

ロ 法令に基づき、その発行代わり金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

(1) 当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補填することができる。

(2) 当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

三十一 コマーシャル・ペーパー 金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十七条第一項第四号イに規定するコマーシャル・ペーパーその他これに類するもの（外国において発行されたものを含む。）をいう。

三十二 過去の流動性ストレス期 過去において発生した状況であって、流動性ストレス時に準ずるものが三十日間継続していた場合をいう。

三十三 過去の市場流動性ストレス期 過去の流動性ストレス期のうち、市場における

流動性のひっ迫が顕著な規模で生じていたと認められるものをいう。

三十四 内部格付手法　自己資本比率告示第一条第十二号に規定する内部格付手法をいう。

三十五 PD　自己資本比率告示第一条第四十八号に規定するPDをいう。

三十六 金融商品　金融資産、金融負債及びデリバティブ取引等に係る契約を総称したものをいう。

三十七 住宅ローン債権　債務者が自己居住目的又は賃貸に供する目的で土地又は住宅を購入する際に必要とする資金の貸付けに係る債権をいう。

三十八 資産証券化商品等　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品及び同号へ又はトに掲げる要件を満たすもの並びにこれらに準ずる性質を有する金融商品をいう。

三十九 住宅ローン担保証券　資産証券化商品等であって、住宅ローン債権を原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イ(1)に規定する原資産をいう。）とするものその他これに類するものをいう。

四十 預金等　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等その他これに類するもの（譲渡性預金に該当するものを除く。）をいう。

四十一 リテール預金　個人（個人事業者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。次号において同じ。）を除く。以下同じ。）から受け入れた預金等をいう。

四十二 事業法人等　法人、個人事業者その他これらに準ずるもの（法人でない社団又は財團を含み、金融機関等に該当するものを除く。）をいう。

四十三 中小企業等　銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。

イ　銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行っており、かつ、当該信用供与等が、次の(1)又は(2)に掲げる銀行又は連結子法人等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものに該当するものであること。

(1) 内部格付手法を採用する銀行又は連結子法人等　自己資本比率告示第一条第四十号に規定するその他リテール向けエクスポージャー

(2) 標準的手法を採用する銀行又は連結子法人等　自己資本比率告示第六十七条第

一項の中堅中小企業等向けエクスポージャー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）

- ロ 銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等を行っておらず、かつ、当該事業法人等から受け入れた預金等が、当該預金等と同様の性質を有する預金等と一括して管理されていること。

四十四 中小企業等預金 中小企業等から受け入れた預金等をいう。

四十五 負債性有価証券 社債券その他の金銭債権が表示された有価証券であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ 基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済又は義務の履行（ロ及び第五十四号において「債務の弁済等」という。）の日が到来するもの

- ロ 債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

- ハ 銀行又は連結子法人等が任意に期限前弁済等（期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）又は期限前償還（期限のないものについての償還を含む。））を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

四十六 リテール負債性有価証券 負債性有価証券であって、取得及び保有できる者が個人又は中小企業等に限定されるものをいう。

四十七 リテール無担保資金調達 リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券による資金の調達をいう。

四十八 預金保護 保険金の支払、預金等債権の買取り、資金の援助、政府による保証その他の方法による預金等の保護をいう。

四十九 預金保険制度 預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度又は預金等を受け入れる金融機関等が預金等の払戻しを停止した場合に預金保護を行う外国の制度をいう。

五十 安定期定期預金 銀行又は連結子法人等が受け入れている預金等であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ 基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が三十日を超えるものであって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）
- (2) 当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの
- 預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間 ((1)において「通知期間」という。) 前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り銀行又は連結子法人等が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 通知期間が三十日を超える預金等であって、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの（法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から三十日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）
- (2) イ(2)に掲げるもの

五十一 リテール安定的定期預金 リテール預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十二 中小企業等安定的定期預金 中小企業等預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十三 ホールセール資金調達 個人又は中小企業等以外の主体に対する債務若しくは義務（デリバティブ取引等に関する義務を除く。）又は負債性有価証券（リテール負債性有価証券を除く。）による資金の調達をいう。

五十四 ホールセール無担保資金調達 ホールセール資金調達のうち次のいずれかに該当するもの（レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に該当するものを除く。）をいう。

- イ 基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済等の日が到来するもの
- ロ 債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当

該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

ハ 銀行又は連結子法人等が任意に期限前弁済等を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

五十五 コルレス銀行業務 他の金融機関等から受け入れた預金等について、外国為替取引の決済のための支払等を行う業務をいう。

五十六 ファンド 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業を営む事業体その他これに準ずる者（これらに準ずる外国の者を含む。）をいう。

五十七 プライム・ブローカレッジ業務 大規模な資金の運用を行う取引相手方（ファンドを含む。）との間で資金及び有価証券の貸借及び決済その他の取引を包括的に行う業務をいう。

五十八 クリアリング業務 為替取引に関する業務のうち、取引相手方に継続的に生じる債権及び債務を清算するために行うものをいう。

五十九 カストディ業務 取引相手方が取引に用いる有価証券の保管及び管理並びにこれらに付随する業務を包括的に行う業務をいう。

六十 キャッシュ・マネジメント業務 取引相手方の資金及び決済その他の財務に関する包括的な管理を行う業務をいう。

六十一 適格業務 銀行又は連結子法人等が取引相手方から独立して行う特定業務（前三号に規定する業務を総称したものをいい、第五十五号及び第五十七号に規定する業務を除く。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 基準日から三十日を経過する日までの間において実際に行われるものであること。

ロ 当該特定業務の一部又は全部が、取引相手方にとって不可欠であること。

ハ 当該特定業務に係る契約に次に掲げるいずれかの事項が定められていること。

（1） 取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知しなければならない旨

（2） 取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知することなく解約しようとする場合、契約の相手方が、多額の手数料、解約金その他解約に係る費用を支払わなければならない旨

六十二 オペレーショナル預金 専ら適格業務に関連して開設された預金口座に預け入れられた預金等（ホールセール無担保資金調達に該当するものに限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 適格業務を取引相手方が利用する結果として残高が維持されているものであること。

ロ 当該預金等に係る契約に基づき生じる預金利息その他の経済的利益を得ることのみを目的として預け入れられたものでないこと。

ハ ロの経済的利益を得ることのみを目的とした預金等の預入れを誘引するような内容が契約において定められていないこと。

六十三 マージン貸出 プライム・ブローカレッジ業務のうち、資金の借り手が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を資金の貸し手に担保として供するものをいう。

六十四 ショート・ポジション 自己資本比率告示第一条第五十六号に規定するショート・ポジションをいう。

六十五 カバード・ショート・ポジション 銀行又は連結子法人等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。

六十六 相対ネッティング契約 同一の取引相手方との間で締結している複数の契約のいずれかにおいて債務不履行又は解約が発生した場合に、当該契約の全てを相殺した上で決済を行うことを定めた契約をいう。

六十七 オリジネーター 自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。

六十八 特別目的事業体 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他同条第二項に規定する資産の流動化に係る業務を行う事業体をいう。

六十九 仕組金融商品 銀行又は連結子法人等の大規模な資金調達に用いられる金融商品であって、カバード・ボンド及び資産証券化商品等その他の金銭消費貸借契約にして複雑な構造を有していると認められるものをいう。

七十 ファシリティ 銀行又は連結子法人等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を銀行又は連結子法人等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき当該取引相手方が当該権利を行使した場合における、銀行又は連結子法人等が負う金銭を貸し付ける義務及び買取枠に基づく手形の買取りの義務その他これらに類するものをいう。

七十一 流動性ファシリティ ファシリティのうち、契約において定められた資金調達手段（短期資金の調達を主たる目的とするものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等の取引相手方が調達した資金の弁済が困難となる場合に備えて銀行又は連結子法人等から当該取引相手方に供与されたもの（基準日時点における当該資金調達手段に基づく当該取引相手方の資金調達額が、当該ファシリティに基づき貸付けが行われる上限額を下回っている場合には、当該資金調達額に一致する部分に限る。）をいう。

七十二 与信ファシリティ ファシリティのうち、流動性ファシリティに該当しないものの（銀行又は連結子法人等の取引相手方が運転資金等を調達することを目的としたリボルビング形式（契約において定められた極度額の限度内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうる形式をいう。第六十四条第二項において同じ。）のものを含む。）をいう。

七十三 ファシリティ未使用枠 ファシリティに基づき取引相手方が銀行又は連結子法人等から信用供与を受けることのできる額の上限のうち、基準日において当該信用供与が行われておらず、かつ、基準日から三十日を経過する日までの間に取引相手方が当該信用供与を受けることができる部分（取引相手方が銀行又は連結子法人等を含む複数の金融機関等から信用供与を受けることができる場合には、取引相手方との契約に基づき銀行又は連結子法人等が信用供与を行う部分に限り、当該ファシリティが流動性ファシリティに該当する場合には、当該流動性ファシリティの契約で定められた資金調達手段に基づく取引相手方の資金調達額のうち弁済日が基準日から三十日を経過する日までの間に到来するものの額に一致する部分に限る。）をいう。

七十四 健全性監督対象の金融機関等 自己資本比率告示又はこれと類似の基準が適用される金融機関等をいう。

七十五 約定未受渡 基準日時点において銀行又は連結子法人等が有価証券の受渡しを伴う取引に係る契約を締結しており、かつ、当該受渡しが完了していないものをいう。

七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はヘに掲げる要件を満たすものをいう。

イ 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完（第三者の債務の履行が困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。第十五条第一号において同じ。）のために用いられていないこと。

ロ 一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものでないこと。

ハ 市場以外での売却が困難である場合には、市場での売却が法令上制限されないと。

ニ 市場での売却及び当該売却により取得した金銭を利用することが、銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。

ホ イからニまでに掲げる要件を満たすほか、当該資産の売却を制限する事由が存在しないこと。

ヘ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあっては、銀行又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。

(1) 中央銀行等

(2) 中央政府以外の公共部門

(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者

七十七 処分上制約のある資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、前号に掲げるもの以外のものをいう。

第二章 連結流動性カバレッジ比率

(算式)

第二条 銀行法（以下「法」という。）第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第八条、第七十四条及び第七十八条第一項において同じ。）を有する銀行（連結子法人等でないものに限る。）がその流動性に係る健全性を判断するための基準であって、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

$$\text{連結流動性カバレッジ比率} = \text{算入可能適格流動資産の合計額} / \text{純資金流出額}$$

(算入可能適格流動資産の合計額)

第三条 前条の算式における「算入可能適格流動資産の合計額」とは、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。

- 一 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル1資産の時価に第九条第一項に定める適格資産算入可能率（適格流動資産の額に乘じる割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額
 - 二 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル2A資産の時価に第十条第一項に定める適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
 - 三 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル2B資産の時価に第十二条第一項各号に定める適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額
 - 四 レベル2B資産の十五パーセント上限に係る調整額
 - 五 レベル2資産の四十パーセント上限に係る調整額
- 2 前項第四号に掲げる「レベル2B資産の十五パーセント上限に係る調整額」とは、レベル2B資産調整後残高から次に掲げる額のうちいずれか小さい額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（次項第一号において同じ。）。
 - 一 レベル1資産調整後残高とレベル2A資産調整後残高の合計額に八十五分の十五を乗じて得た額
 - 二 レベル1資産調整後残高に六十分の十五を乗じて得た額
 - 3 第一項第五号に掲げる「レベル2資産の四十パーセント上限に係る調整額」とは、レベル2A資産調整後残高及びレベル2B資産調整後残高の合計額から次に掲げる額の合

計額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

- 一 レベル2B資産の十五パーセント上限に係る調整額
 - 二 レベル1資産調整後残高に三分の二を乗じて得た額
- 4 第二項及び前項第二号の「レベル1資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引（用いられる有価証券が流動資産に該当するものである取引に限る。以下この条において同じ。）のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第一号に掲げる額をいう。
- 5 第二項第一号及び第三項の「レベル2A資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第二号に掲げる額をいう。
- 6 第二項及び第三項の「レベル2B資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第三号に掲げる額をいう。
- 7 銀行又は連結子法人等は、第四十六条第二項に定める計算（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。）を行っている場合には、当該計算においてファシリティ未使用枠の額から差し引いている流動資産の担保掛目適用額（資産の時価に担保掛目を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を第一項第一号から第三号までに掲げる額及び前三項に規定する額に含めないものとする。

（純資金流出額）

第四条 第二条の算式における「純資金流出額」とは、資金流出額から資金流入額（当該額が資金流出額に七十五パーセントを乗じて得た額を上回る場合には、当該乗じて得た額）を減じて得た額とする。

（資金流出額）

第五条 前条の「資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等について第十八条の規定により算出する額とする。

(資金流入額)

第六条 第四条の「資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等について第六十一条の規定により算出する額とする。

(金額の換算に用いる外国為替相場)

第七条 第二条の算式における算入可能適格流動資産の合計額及び純資金流出額を計算する場合において、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を基準日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した額を用いることとする。

第三章 単体流動性カバレッジ比率

第八条 前章及び次章から第六章までの規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であって、単体流動性カバレッジ比率に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「銀行又は連結子法人等」とあり、及び「銀行若しくは連結子法人等」とあるのは「銀行」と、第二条中「銀行（連結子法人等でないものに限る。）」とあるのは「銀行」と、次条第一項第四号中「本店若しくは主たる事務所若しくは営業所又は支店若しくは従たる事務所若しくは営業所」とあるのは「支店」と、第十四条中「第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率」とあるのは「第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率」と、第十七条第一号中「本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業所」とあるのは「本店若しくは支店」と読み替えるものとする。

第四章 適格流動資産

第一節 流動資産の定義

(レベル1資産)

第九条 次に掲げる資産（以下「レベル1資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル1資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

- 一 貨幣及び紙幣（いずれも外国のものを含む。）並びに銀行券
- 二 中央銀行等への預け金であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 契約に基づき、銀行又は連結子法人等が払戻しをいつでも受けることができるこ
と。

ロ 当該預け金の額の範囲において、銀行又は連結子法人等が中央銀行等から期限の
定めのある借入れ（借入れを行った日の翌日を弁済日とするものについては、弁済
日が自動的に更新されるものに限る。）を行うことができること。

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、
欧州中央銀行、欧州連合、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずる
ものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等（債券、為替手形
その他これらに類するものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ 適用されるリスク・ウェイトが、零パーセントであること。

ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると
認められること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期においても、市場での売却、レポ形式の取引等その
他これらに準ずる手段で処分することにより必要な資金を調達すること（以下「現
金化」という。）が可能であったこと。

四 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が發
行する債券のうち、銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等（本店若しくは主たる事
務所若しくは営業所又は支店若しくは従たる事務所若しくは営業所であって、外国に
所在するものをいう。以下同じ。）が所在する国又は地域の中央政府又は中央銀行等
が当該国又は地域の通貨建てで発行及び調達したものであって、次に掲げる要件の全
てを満たすもの

イ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると
認められること。

ロ 過去の市場流動性ストレス期においても現金化が可能であったこと。

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が發
行する債券のうち、我が国又は銀行若しくは連結子法人等の海外営業拠点等が所在す
る国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨（当該国又は地域の通貨以外
の通貨をいう。第九十一条第九号において同じ。）建てで発行及び調達したものであ
って、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの（当該国又は地域の中央政府又
は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行又は

連結子法人等の当該国又は地域における業務に関する業務について当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、当該純資金流出額に相当する部分に限る。)

- 2 銀行又は連結子法人等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。
 - 一 前項第三号ロからニまでに掲げる要件
 - 二 前項第四号イ及びロに掲げる要件

(レベル2 A資産)

第十条 次に掲げる資産（レベル1資産を除く。以下「レベル2 A資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2 A資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、八十五パーセントとする。

- 一 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。
 - ロ 適用されるリスク・ウェイトが二十パーセント以下であること。
 - ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
 - 二 過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。
- 二 事業法人等（金融機関等の子会社又は関連会社を除く。次条第一項第三号及び第四号において同じ。）が発行する社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンド（銀行又は連結子法人等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。以下の号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
- イ 社債又はコマーシャル・ペーパーである場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (1) 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

- (2) 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。
- ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、第十二条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するものであること。
- (2) 長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が第十二条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当することであること。
- (3) 銀行又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されている P D が、適格格付機関告示第三条第六号又は第七号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ 4—1 又は 5—1 に該当するエクスポージャーに係る P D に相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。
- ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
- ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。
- 2 銀行又は連結子法人等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。
- 一 前項第一号ロからニまでに掲げる要件
- 二 前項第二号ロからニまでに掲げる要件

(レベル 2 B 資産)

第十一条 次の各号に掲げる資産（レベル 1 資産及びレベル 2 A 資産を除く。以下「レベル 2 B 資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル 2 B 資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 住宅ローン担保証券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの 七十五パーセント

イ 銀行若しくは連結子法人等又は銀行若しくは連結子法人等と密接な関係を有する者によって発行されたものでないこと。

ロ 銀行若しくは連結子法人等又は銀行若しくは連結子法人等と密接な関係を有する

者が原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと。

ハ 原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類するものを含まないこと。

ニ 原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 住宅ローン債権に係る抵当権の実行に際して、当該抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が当該抵当権実行後の住宅ローン債権に係る債務の残額を弁済する義務を負うものであること。

(2) 住宅ローン担保証券の発行時において、住宅ローン債権に係るローン・トゥ・バリュー・レシオ（当該住宅ローン債権の額の抵当権の目的である不動産の価額に対する割合をいう。）の平均が八十分率以下であること。

ホ 発行された国又は地域において、リスク・リテンション（住宅ローン担保証券の発行者が、その発行後においても、原資産を構成する住宅ローン債権に係るリスクの一部を負担することをいう。）に係る措置が採られていること。

ヘ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するもの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第六号又は第八号イの表に定める信用リスク区分をいう。同項において同じ。）に対応する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付機関の格付がAAー又はAa3であるものを除く。）であること。

(2) 前条第一項第二号ロ(2)に掲げる要件

ト 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

チ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十百分率を超えて下落していないこと又は担保掛目が二十百分率・ポイントを超えて下落していないこと。

二 中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十百分率

イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ 適用されるリスク・ウェイトが五十百分率以下であること。

ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると

認められること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

三 事業法人等が発行する社債又はコマーシャル・ペーパーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

イ 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

ロ 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(2) 長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が次条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(3) 銀行又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債又はコマーシャル・ペーパーに対して付与されているPDが、適格格付機関告示第三条第六号又は第七号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4—1、4—2若しくは4—3又は5—1若しくは5—2に該当するエクスポージャーに係るPDに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

ニ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ホ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

四 事業法人等の株式（外国法人が発行するものを含む。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

イ 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）又は外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商

品市場をいう。)において取引され、中央清算機関を通じて決済されるものであること。

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる株式の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める株価指数（特定の株式の価格に基づき算出される指数をいう。以下ロにおいて同じ。）の構成銘柄であること。

(1) 我が国の事業法人等の株式（円建てのものに限る。） 東証株価指数

(2) バーゼル銀行監督委員会の定める流動性カバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準（第二十五条において「流動性カバレッジ比率の基準等」という。）を適用している国又は地域（当該基準において株式を流動資産又はこれと類似の区分に含める国又は地域に限る。）の事業法人等の株式 ((1)に掲げるものを除く。) 当該国又は地域の監督当局が当該基準において定めた株価指数

(3) 我が国及び(2)の国又は地域以外の国又は地域の事業法人等の株式 当該国又は地域において主要と一般的に認められる株価指数

ハ ロ(2)及び(3)に掲げる株式である場合には、ロ(2)及び(3)の国又は地域の通貨建てのものであり、かつ、銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が当該国又は地域に所在していること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が四十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が四十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

2 銀行又は連結子法人等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

- 一 前項第一号ヘからチまでに掲げる要件
- 二 前項第二号イからハまでに掲げる要件
- 三 前項第三号ハからホまでに掲げる要件
- 四 前項第四号イ、ロ及びニに掲げる要件

(格付区分)

第十二条 長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げる区分のいずれかであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

| | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 長期個別格付又は債務者信用 | 4—1 又は | 4—2 又は | 4—3 又は | 4—4 又は | 4—5 又は |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 力格付に対応する信用リスク区分 | 6—1から 6—4まで | 6—5から 6—7まで | 6—8から 6—10まで | 6—11から 6—13まで | 6—14から 6—18まで |
| 格付区分 | 一 | 二 | 二 | 三 | 四 |

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第七号又は第八号の表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

| | | | | |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 短期個別格付に対応する信用リスク区分 | 5—1又は7 —1 | 5—2又は7 —2 | 5—3又は7 —3 | 5—4又は7 —4 |
| 格付区分 | 一 | 二 | 三 | 四 |

(格付の使用基準の設定)

第十三条 銀行又は連結子法人等は、第十条第一項第二号ロ並びに第十二条第一項第一号ヘ及び第三号ハに係る要件に係る判断に当たり、適格格付機関の格付を使用するための基準を設けるものとする。

- 2 前項の基準は、流動資産の額を意図的に大きくすることを目的としないものとする。
- 3 銀行又は連結子法人等は、適格格付機関の格付を内部管理において用いている場合には、第一項の基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとすることとする。
- 4 標準的手法を採用する銀行又は連結子法人等は、第一項の基準を、自己資本比率告示第五十条第一項の規定に基づいて設ける基準と整合的なものとすることとする。
- 5 第十条第一項第二号ロ(1)及び第十二条第一項第三号ハ(1)の長期個別格付又は債務者信用力格付並びに第十条第一項第二号ロ(2)及び第十二条第一項第三号ハ(2)の短期個別格付が、二以上の適格格付機関により付与されている場合には、銀行又は連結子法人等は、これらの格付に対応する前条第一項又は第二項の表の格付区分のうち最も上位のものから数えて二番目のものに対応する格付を用いるものとする。ただし、当該最も上位のものが複数の格付に対応するものであるときは、当該複数の格付を用いるものとする。

第二節 運用上の要件

(運用上の要件)

第十四条 銀行又は連結子法人等は、第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率の計算

において、レベル1資産、レベル2A資産又はレベル2B資産のうち、この節に定める運用上の要件の全てを満たすものに限り、それぞれ適格レベル1資産、適格レベル2A資産又は適格レベル2B資産として取り扱うものとする。

(自由処分性)

第十五条 運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる要件又は第九号に掲げる要件を満たしているかどうかの基準をいう。

- 一 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完のために用いられないこと。
- 二 基準日から三十日を経過する日までの間の一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものでないこと。
- 三 銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により取引相手方から受け入れたものである場合には、銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れておらず、かつ、現金化について法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。
- 四 銀行又は連結子法人等がデリバティブ取引等により取引相手方から担保として受け入れたものである場合には、他の資産と区分して管理されておらず、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れることについて、法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。
- 五 銀行又は連結子法人等が取引相手方から無担保で借り入れたものである場合には、基準日から三十日を経過する日までの間に返還を求める権利を当該取引相手方が有していないこと。
- 六 市場での売却以外の方法による現金化が困難である場合には、流動性ストレス時に行おうとする市場での売却が法令上制限されないこと。
- 七 流動性ストレス時の現金化及び当該現金化により取得した金銭を利用することが、銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に当該流動資産の現金化を制限する事由が存在しないこと。
- 九 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対してレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引の担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられている

いもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合は、担保として実際に用いられていない額以下の額である銀行又は連結子法人等が担保として用いられないとみなす任意の資産）であること。

イ 中央銀行等

ロ 中央政府以外の公共部門

ハ 中央清算機関、資金清算機関、振替機関その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者

（管理の適正性）

第十六条 運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産に係る次に掲げる要件を満たしているかどうかの基準をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 銀行又は連結子法人等において流動性の管理を行う部署（以下この条において「流動性管理部署」という。）が、流動性ストレス時における現金化を目的として、他の資産と区分して管理していること。

ロ 流動性ストレス時において、流動性管理部署が、当該流動資産の現金化により取得した金銭を流動性の管理のために自由に利用することができる体制を整備していること。

二 当該流動資産の現金化を隨時に行うために必要な手続及びシステム（流動性管理部署が流動資産の現金化に必要な情報を収集する体制を含む。）が整備されていること。

三 流動性ストレス時において、同じ種類の資産の現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性管理部署が当該流動資産を現金化することが可能であること。

四 前三号に掲げるもののほか、流動性管理部署が、現金化のために必要な権限及び能力を保持していること。

（自由移動性）

第十七条 運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産に係る次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしているかどうかの基準をいう。

一 当該流動資産を銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等又は国内に所在する本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業

所（以下この条において「営業拠点等」という。）が保有している場合に、当該流動資産又は当該営業拠点等が当該流動資産の現金化により取得した金銭を銀行又は連結子法人等内で移動させること（当該流動資産が外国通貨建てである場合には、当該流動資産の現金化により取得する当該外国通貨建ての金銭について本邦通貨建ての金銭への両替を行うことを含む。）が、当該営業拠点等に適用される法令又は規制その他に照らし困難と認められないこと。

二 銀行又は連結子法人等の営業拠点等が保有する流動資産であって、当該営業拠点等について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回らない部分に相当するものであること。

第五章 資金流出

第一節 資金流出額

第十八条 資金流出額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

- 一 リテール無担保資金調達に係る資金流出額
- 二 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額
- 三 有担保資金調達等に係る資金流出額
- 四 デリバティブ取引等に係る資金流出額
- 五 資金調達プログラムに係る資金流出額
- 六 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額
- 七 資金提供義務に基づく資金流出額
- 八 偶発事象に係る資金流出額
- 九 その他資金流出額

第二節 リテール無担保資金調達に係る資金流出額

（リテール無担保資金調達に係る資金流出額）

第十九条 前条第一号に掲げる「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、リテール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

(安定預金)

第二十条 リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分（第三項、次条第一項、第八十三条及び第八十四条において「安定預金」という。）の資金流出率は、五パーセントとする。

- 一 預金者等と銀行又は連結子法人等の間の継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること。
- 二 預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること。
- 3 前項の「実効的な預金保険制度」とは、預金保険制度のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう（次項、第二十七条第一号及び第二十九条第二項において同じ。）。
 - 一 速やかに預金保護を行うことが可能であること。
 - 二 預金保護の対象となる預金等の範囲が明確であること。
 - 三 預金等の一部のみが預金保護の対象とされる場合においては、預金等の額にのみ基づいて預金保護の対象とされる上限額が決せられるものであって、かつ、当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること。
 - 四 預金保護の対象となる預金等の預金者等にとって公知の制度であること。
- 3 第一項の規定にかかわらず、安定預金のうち、実効的な預金保険制度であって次に掲げる要件の全てを満たすもの（預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施するものを含む。）により預金保護が行われる部分の資金流出率は、三パーセントとする。
 - 一 対象となる金融機関等から預金保護に係る保険料を定期的に徴収することにより、預金保護のために必要な準備金その他これに類する金銭が積み立てられていること。
 - 二 預金保護を行うに際して必要となる準備金その他これに類する金銭からの支払が多額である場合に、政府による保証及び政府からの借入れその他当該金銭の支払に必要な資金を速やかに調達するための適切な方法が整備されていること。
 - 三 預金保護が行われる場合に、当該預金保護の適用についての判断が行われた後七営業日以内に、預金者等がその預金等を利用することが可能であること。
 - 四 預金保険制度が適用される国又は地域における過去の流動性ストレス期において、当該預金保険制度が適用される金融機関等について、その安定預金の総額のうち実際に払戻しを行った預金等の額の占める割合が三パーセントを下回ること。

(準安定預金)

第二十一条 リテール預金のうち安定預金に該当しないもの（次項において「準安定預金」という。）の資金流出率は、十パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、準安定預金のうち、次に掲げる預金等について、過去の流動性ストレス期に生じた資金流出の割合の実績が十パーセントを上回る場合には、当該資金流出の割合の実績に基づき、当該預金等ごとに十パーセントを上回る資金流出率を設定することとする。

一 外貨預金

二 銀行又は連結子法人等が流動性リスクの内部管理上で定める区分に対応する預金等
(前号に掲げるものを除く。)

(リテール安定的定期預金に係る資金流出の特例)

第二十二条 前二条の規定にかかわらず、リテール安定的定期預金の資金流出率は、零パーセントとする。

(中小企業等預金)

第二十三条 前三条の規定は、中小企業等預金の資金流出率について準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と、前条中「リテール安定的定期預金」とあるのは「中小企業等安定的定期預金」と読み替えるものとする。

(リテール負債性有価証券)

第二十四条 第二十条及び第二十一条の規定は、リテール負債性有価証券の資金流出率について準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは、「リテール負債性有価証券」と読み替えるものとする。

(海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達に係る特例)

第二十五条 銀行若しくは連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国又は地域において流動性カバレッジ比率の基準等が適用されており、かつ、リテール無担保資金調達について当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率が前五条に定める資金流出率よりも大きい場合には、当該国又は地域におけるリテール無担保資金調達については、これらの規定にかかわらず、当該流動性カバレッジ比率の基準等において

定められた資金流出率を適用することとする。

第三節 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

(ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額)

第二十六条 第十八条第二号に掲げる「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

(事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達)

第二十七条 事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）の資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等 二十パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外のもの 四十パーセント

(その他ホールセール無担保資金調達)

第二十八条 ホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）のうち前条に該当するもの以外のものの資金流出率は、百パーセントとする。

(適格オペレーション預金に係る特例)

第二十九条 前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーション預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行又は連結子法人等は、オペレーション預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分（以下この条及び第八十五条第二号において「適格オペレーション預金」という。）の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーション預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、適格オペレーション預金のうち、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分の資金流出率については、第二十条の規定を準用

する。この場合において、同条第一項中「リテール預金」とあるのは、「第二十九条第一項に規定する適格オペレーションアル預金」と読み替えるものとする。

- 3 前二項の「適格業務要件」とは、第一条第六十一号イからハまでに掲げる要件をいう。
- 4 第一項及び第二項の「オペレーションアル預金要件」とは、第一条第六十二号イからハまでに掲げる要件をいう。
- 5 第一項及び第二項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーションアル預金の額を推定していること。
 - 二 流動性ストレス時における引出しリスク（適格オペレーションアル預金の大部分が特定の少数の取引相手方によってのみ預け入れられていることに起因するリスクを含む。）を適切に勘案し、適格オペレーションアル預金の額を推定していること。
 - 三 適格オペレーションアル預金の額を変動させる特定の要因を勘案して当該額を推定していること。
- 6 第一項及び第二項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 適格オペレーションアル預金の額の妥当性が、継続的に検証されること。
 - 二 適格オペレーションアル預金の額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
 - 三 適格オペレーションアル預金の額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

(適用の継続)

第三十条 銀行又は連結子法人等が前条第一項及び第二項の資金流出率を適用する場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的に前条第一項及び第二項の資金流出率を適用することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、前条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、前条第三項及び第四項の要件並びに同条第五項及び第六項の基準を満たさなくなった場合には、同条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することとする。

(負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達)

第三十一条 ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、百パーセントとする。

第四節 有担保資金調達等に係る資金流出額

(有担保資金調達等に係る資金流出額)

第三十二条 第十八条第三号に掲げる「有担保資金調達等に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が現に行っているレポ形式の取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限り、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているものを除く。次項において同じ。）又は中央銀行有担保資金取引（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。次項において同じ。）において取引相手方から受け入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流出額を加えた額をいう。

2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十二条第二項において「担保交換」という。）について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一 銀行又は連結子法人等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額

二 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十三条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額

(有担保資金調達等に係る資金流出率)

第三十三条 有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める値とする。

- 一 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル1資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。） 零パーセント
- 二 次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの 零パーセント
 - イ 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引
 - ロ 銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央銀行等との間で行う中央銀行有担保資金取引であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの
- 三 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引（前号ロに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）のうち、差入資産がレベル2A資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。） 十五パーセント
- 四 次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。） 二十五パーセント
 - イ 日本国政府、我が国の中核政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等
 - ロ 銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中核政府若しくは中核政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）との間で行うレポ形式の取引等であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの
- 五 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券であって、受入資産が金銭であるもの（前号又は第七号に掲げるものを除く。） 二十五パーセント
- 六 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が住宅ローン担保証券以外のレベル2B資産であって、受入資産が金銭であるもの（第四号又は次号に掲げるものを除く。） 五十パーセント
- 七 レポ形式の取引等のうち、銀行又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために銀行又は連結子法人等が所有

する有価証券を差し入れているもの 百パーセント

八 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（前各号に掲げるものを除く。） 百パーセント

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流出額

（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

第三十四条 第十八条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額
- 二 デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額
- 三 格下げ等に伴う資金流出額
- 四 担保の価値変動に伴う資金流出額
- 五 超過受入担保に係る資金流出額
- 六 未提供担保に係る資金流出額
- 七 受入担保の差替えに伴う資金流出額

（デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額）

第三十五条 前条第一号に掲げる「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別（法的に有効な相対ネッティング契約（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）第八条第二項に規定する法的に有効な相対ネッティング契約をいう。第三十七条第二項第二号、第八十条及び第八十九条において同じ。）に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネッティング契約の別）に、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該デリ

バティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払（第四項第二号において「資金流出額」という。）から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取（第四項第一号において「資金流入額」という。）を差し引いた額（次項において「純資金流出額」という。）のうち、零を超えるものの合計額をいう。

3 前項の計算において、前条第二号又は第四号に掲げる額の全部又は一部の額が純資金流出額に含まれる場合、当該全部又は一部の額を、純資金流出額から減ずることができる。

4 第二項の計算において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める計算を行うことができる。

- 一 銀行又は連結子法人等が取引相手方から流動資産を担保として受け入れており、かつ、当該流動資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たす場合 資金流入額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算
- 二 銀行又は連結子法人等が取引相手方に流動資産を担保として差し入れている場合 資金流出額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

（デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額）

第三十六条 第三十四条第二号に掲げる「デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。）について、次に掲げるいずれかの額をいう。

- 一 簡便法による時価変動時所要追加担保額
- 二 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額

（簡便法による時価変動時所要追加担保額）

第三十七条 前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が

最大となる三十日間における当該合計額をいう（次項において同じ。）。

- 2 前項の規定にかかわらず、複数の取引が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該複数の取引を单一の取引とみなして簡便法による時価変動時所要追加担保額を計算することができる。
- 一 担保又は受入資産として実際に授受されている資産が流動資産に該当するものに限られ、かつ、契約に基づいて受け入れた担保又は受入資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たすものと見込まれること。
 - 二 同一の法的に有効な相対ネッティング契約に基づくものであること。

（シナリオ法による時価変動時所要追加担保額）

第三十八条 銀行又は連結子法人等は、ストレスシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準に適合する場合にはシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いることができる。

- 2 第三十六条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等において、ストレスシナリオの選定基準により選定されたストレスシナリオ（デリバティブ取引等の時価の変動を説明する金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。）に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（次項及び第五項並びに次条において同じ。）。
- 3 前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 過去の市場流動性ストレス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくものであること。
 - 二 過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標その他指標に基づくものであること。
 - 三 デリバティブ取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。
- 4 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等の時価の変動を十分に反映している

こと。

二 ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

5 第一項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の妥当性が、継続的に検証されること。

二 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

四 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

(使用の継続)

第三十九条 銀行又は連結子法人等がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いる場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的にシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、前条第三項から第五項までの基準を満たさなくなった場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することとする。

(格下げ等に伴う資金流出額)

第四十条 第三十四条第三号に掲げる「格下げ等に伴う資金流出額」とは、格下げ時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガ一条項（格付機関が銀行又は連結子法人等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約に付されたデリバティブ取引等に

について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガ一条項に定める基準の変動があった場合に、銀行又は連結子法人等が取引相手方に対して支払わなければならぬ金銭その他これに準ずるもの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

（担保の価値変動に伴う資金流出額）

第四十一条 第三十四条第四号に掲げる「担保の価値変動に伴う資金流出額」とは、担保価値変動時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「担保価値変動時資金流出額」とは、追加担保提供条項（デリバティブ取引等に関する取引相手方に差し入れた担保の価値が減少した場合に、取引相手方に対して当該減少分に相当する担保を追加で差し入れる義務を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いたものを取引相手方の別（分別管理された勘定に対して担保を差し入れている取引については、契約に基づき相殺が可能な勘定の別）に合計した額で、零を下回らない額の合計額をいう。

一 基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額（ただし、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保の担保掛目適用額が、デリバティブ取引等の契約に基づき差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額を上回る場合には、当該額から、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れているレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額とレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に八十パーセントを乗じて得た額との合計額を差し引いた額で、零を下回らない額とする。）

二 基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保（第十五条第四号に掲げる要件を満たすものに限る。）のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額

（超過受入担保に係る資金流出額）

第四十二条 第三十四条第五号に掲げる「超過受入担保に係る資金流出額」とは、超過担

保受入額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

- 2 前項の「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保（適格流動資産に限る。）の担保掛目適用額から、銀行又は連結子法人等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務付けられている部分に相当する額を差し引いた額で、零を下回らない額の合計額をいう。

(未提供担保に係る資金流出額)

第四十三条 第三十四条第六号に掲げる「未提供担保に係る資金流出額」とは、未提供担保の額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

- 2 前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、銀行又は連結子法人等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

(受入担保の差替えに伴う資金流出額)

第四十四条 第三十四条第七号に掲げる「受入担保の差替えに伴う資金流出額」とは、担保差替可能額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

- 2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、銀行又は連結子法人等の同意を得ることなく、銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

| 適格レベル1 資産 | レベル2 A 資産 | 十五パーセント |
|-----------|--------------------------------------|----------|
| 適格レベル1 資産 | レベル2 B 資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの | 二十五パーセント |
| 適格レベル1 資産 | レベル2 B 資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号 | 五十パーセント |

| | | |
|---|---|----------|
| | までに掲げるものに該当する もの | |
| 適格レベル1資産 | 流動資産に該当しない資産 | 百パーセント |
| 適格レベル2A資産 | レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの | 十パーセント |
| 適格レベル2A資産 | レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの | 三十五パーセント |
| 適格レベル2A資産 | 流動資産に該当しない資産 | 八十五パーセント |
| 適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの | レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの | 二十五パーセント |
| 適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの | 流動資産に該当しない資産 | 七十五パーセント |
| 適格レベル2B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの | 流動資産に該当しない資産 | 五十パーセント |

第六節 資金調達プログラムに係る資金流出額

第四十五条 第十八条第五号に掲げる「資金調達プログラムに係る資金流出額」とは、資金調達プログラムに基づく支払予定額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「資金調達プログラムに基づく支払予定額」とは、銀行若しくは連結子法人等又は銀行若しくは連結子法人等と密接な関係を有する者がオリジネーターである仕組金

融商品又はこれらの者が発行する仕組金融商品から生じる金銭の支払のうち、次に定めるものの合計額をいう。

- 一 基準日から三十日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払（負債性有価証券から生じるもの除去。）の合計額
- 二 銀行又は連結子法人等が、当該仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の貸与（ファシリティに該当するものを除く。）を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額

第七節 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十六条 第十八条第六号に掲げる「与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」とは、与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 銀行又は連結子法人等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

- 一 銀行又は連結子法人等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該担保の時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）
- 二 取引相手方がファシリティに基づき金銭を借り入れる場合に、当該取引相手方が銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れる義務を負う流動資産

（ファシリティ未使用枠に係る資金流出率）

第四十七条 前条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 個人及び中小企業等 五パーセント
- 二 事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 十パーセント
- 三 金融機関等 四十パーセント

- 四 前三号に掲げるもの以外の取引相手方 百パーセント
- 2 前条第一項の流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
- 一 個人及び中小企業等 五パーセント
 - 二 事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 三十パーセント
 - 三 健全性監督対象の金融機関等 四十パーセント
 - 四 前三号に掲げるもの以外の取引相手方 百パーセント
- 3 前二項の規定にかかわらず、ファンド、特別目的事業体及び銀行又は連結子法人等の資金調達に用いられる事業体に対して供与されたファシリティに係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、百パーセントとする。

第八節 資金提供義務に基づく資金流出額

第四十八条 第十八条第七号に掲げる「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、資金提供義務に基づく所要貸出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

- 2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。
- 一 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等との間の契約に基づき当該中央銀行等又は当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額
 - 二 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第九節 偶発事象に係る資金流出額

（偶発事象に係る資金流出額）

第四十九条 第十八条第八号に掲げる「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

- 一 流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額
- 二 信用保証に係る偶発的な資金流出額
- 三 顧客のショート・ポジションに係る資金流出額
- 四 その他偶発事象に係る資金流出額

(流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額)

第五十条 前条第一号に掲げる「流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行うファシリティ（流動性ストレス時に銀行又は連結子法人等が取消可能なものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものに係るファシリティ未使用枠の額に、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 一 取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの 零パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外のもの 三パーセント

(信用保証に係る偶発的な資金流出額)

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十八条第一項の表の第二号に掲げる短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表の第四号に掲げる特定の取引に係る偶発債務及び同表の第六号に掲げる信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。第百条第二号において同じ。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(顧客のショート・ポジションに係る資金流出額)

第五十二条 第四十九条第三号に掲げる「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券（流動資産に該当する有価証券を除く。）を、銀行又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に五十パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(その他偶発事象に係る資金流出額)

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項及び第百条第三号において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるもの額（同項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）に同項の資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 銀行又は連結子法人等は、前項に規定するその他偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行又は連結子法人等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額に対する資金流出率を設定することとする。

第十節 その他資金流出額

(その他資金流出額)

第五十四条 第十八条第九号に掲げる「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。ただし、約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券購入に係る資金流出額並びに約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流出額を除くことができる。

- 一 約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額
- 二 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額
- 三 金利及び手数料等の支払に係る資金流出額
- 四 無担保の有価証券借入に係る資金流出額
- 五 配当の支払に係る資金流出額
- 六 その他契約に基づく資金流出額

(約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額)

第五十五条 前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、約定未受渡の有価証券購入（基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過す

る日までの間に支払を行う金銭の額に、約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 2 前項の約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。
- 一 流動資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 零パーセント
 - 二 有価証券（前号に掲げるものを除く。） 百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額）

第五十六条 第五十四条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 2 前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる受入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
- 一 レベル1資産 零パーセント
 - 二 レベル2A資産 十五パーセント
 - 三 レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券 二十五パーセント
 - 四 レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。） 五十パーセント
 - 五 有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。） 百パーセント

（金利及び手数料等の支払に係る資金流出額）

第五十七条 第五十四条第三号に掲げる「金利及び手数料等の支払に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が行っている取引から発生する金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に、次の各号に掲げる支払の区分に応じ、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 一 リテール預金、中小企業等預金、リテール負債性有価証券及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係るもの 第二節及び第三節に定める当該預金等又は負債

性有価証券に係る資金流出率

二 前号に掲げるもの以外のもの 百パーセント

(無担保の有価証券借入に係る資金流出額)

第五十八条 第五十四条第四号に掲げる「無担保の有価証券借入に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で借り入れている有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に当該借入れの決済期が到来するものの時価に、無担保の有価証券借入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の無担保の有価証券借入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているもの 百パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外のもの 零パーセント

(配当の支払に係る資金流出額)

第五十九条 第五十四条第五号に掲げる「配当の支払に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等による配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるもの額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(その他契約に基づく資金流出額)

第六十条 第五十四条第六号に掲げる「その他契約に基づく資金流出額」とは、契約に基づく金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもののうち、銀行又は連結子法人等のリスク管理上重要なもの（次項において「その他契約に基づく主要な資金流出項目」という。）の額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額（第十八条第一号から第八号まで及び第五十四条第一号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）をいう。

2 銀行又は連結子法人等は、銀行又は連結子法人等の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流出項目を設定することとする。

第六章 資金流入

第一節 資金流入額

第六十一条 資金流入額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

- 一 有担保資金運用等に係る資金流入額
- 二 貸付金等の回収に係る資金流入額
- 三 有価証券償還に係る資金流入額
- 四 デリバティブ取引等に係る資金流入額
- 五 その他資金流入額

第二節 有担保資金運用等に係る資金流入額

(有担保資金運用等に係る資金流入額)

第六十二条 前条第一号に掲げる「有担保資金運用等に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が現に行っているレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するものに限る。次項において同じ。）において取引相手方に差し入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に次条第一項及び第二項に定める有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流入額を加えた額をいう。

2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。）の合計額をいう。

一 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条第一項に定める有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額

二 銀行又は連結子法人等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第三十三条に定める有担保資金調達等に係る資金流出率を乗じて得た額

(有担保資金運用等に係る資金流入率)

第六十三条 有担保資金運用等に係る資金流入率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 受入資産がレベル1資産であるもの 零パーセント
 - 二 受入資産がレベル2A資産であるもの 十五パーセント
 - 三 受入資産がレベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券であるもの 二十五パーセント
 - 四 受入資産がレベル2B資産であるもの（前号に掲げるものを除く。） 五十パーセント
 - 五 受入資産が有価証券その他の資産であるもの（前各号及び次号に掲げるものを除く。） 百パーセント
 - 六 適格流動資産以外の資産を担保とするマージン貸出に該当するもの 五十パーセント
- 2 前項の規定にかかわらず、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているレポ形式の取引等に係る資金流入率は、零パーセントとする。

第三節 貸付金等の回収に係る資金流入額

(貸付金等の回収に係る資金流入額)

第六十四条 第六十一条第二号に掲げる「貸付金等の回収に係る資金流入額」とは、貸付金等回収額に貸付金等回収額に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の「貸付金等回収額」とは、銀行又は連結子法人等の取引相手方に対する貸付金債権（全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるものに限り、リボルビング形式のもの及び弁済日が定められていないものを除く。）の元本の額及び取引相手方に対する預け金（第九条第一項第二号に掲げるもの及び当該取引相手方にとってオペレーション預金に相当するものを除く。）の額のうち、当該取引相手方が契約に基づき基準日から三十日を経過する日までの間に弁済することが義務付けられている部分の額をいう。

(貸付金等回収額に係る資金流入率)

第六十五条 前条第一項の貸付金等回収額に係る資金流入率は、次の各号に掲げる取引相

手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 中央銀行等又は金融機関等 百パーセント
- 二 前号に掲げる取引相手方以外の者 五十パーセント

第四節 有価証券償還に係る資金流入額

第六十六条 第六十一条第三号に掲げる「有価証券償還に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が保有する有価証券の償還金額のうち、その契約に従い基準日から三十日を経過する日までの間に取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額に、有価証券償還に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 2 前項の有価証券償還に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
- 一 適格流動資産 零パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外の有価証券 百パーセント

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流入額

第六十七条 第六十一条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流入額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額をいう。

- 2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額」とは、デリバティブ取引等の別に第三十五条第二項から第四項までの規定により計算した額のうち、零を超えないものの絶対値の合計額をいう。

第六節 その他資金流入額

(その他資金流入額)

第六十八条 第六十一条第五号に掲げる「その他資金流入額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券売却に係る資金流入額並びに約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引

等に係る資金流入額を除くことができる。

- 一 約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額
- 二 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額
- 三 金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額
- 四 無担保の有価証券貸出に係る資金流入額
- 五 その他契約に基づく資金流入額

(約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額)

第六十九条 前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額」とは、約定未受渡の有価証券売却（基準日から三十日を経過する日までの間ににおいて受渡しが完了するものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 2 前項の約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
 - 一 適格流動資産 零パーセント
 - 二 有価証券（前号に掲げるものを除く。） 百パーセント

(約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額)

第七十条 第六十八条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

- 2 前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率は、次の各号に掲げる差入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
 - 一 レベル1資産 零パーセント
 - 二 レベル2A資産 十五パーセント
 - 三 レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券 二十五パーセント
 - 四 レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。） 五十パーセント

五 有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。） 百パーセント

3 前項の規定にかかわらず、第一項のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引であって、第三十二条第一項に規定するレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引の再契約に相当するものの資金流入率については、第三十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「有担保資金調達等に係る資金流出率」とあるのは「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率」と、「行われている」とあるのは「契約を締結している」と読み替えるものとする。

（金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額）

第七十一条 第六十八条第三号に掲げる「金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が行っている取引から発生する金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

（無担保の有価証券貸出に係る資金流入額）

第七十二条 第六十八条第四号に掲げる「無担保の有価証券貸出に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で貸し出している有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に当該貸出しの決済期が到来するものの時価に、無担保の有価証券貸出に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の無担保の有価証券貸出に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 レベル1資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）

百パーセント

二 レベル2A資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 八十五パーセント

三 レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 七十五パーセント

四 レベル2B資産（前号に掲げるものを除き、受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 五十パーセント

五 前各号に掲げるもの以外の有価証券 零パーセント

(その他契約に基づく資金流入額)

第七十三条 第六十八条第五号に掲げる「その他契約に基づく資金流入額」とは、契約に基づく金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものうち、銀行又は連結子法人等の流動性リスクの管理上重要なもの（次項及び第三項において「その他契約に基づく主要な資金流入項目」という。）の額の合計額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額（第六十一条第一号から第四号まで及び第六十八条第一号から第四号までに掲げるものに係るものを除く。）をいう。

- 2 銀行又は連結子法人等は、銀行又は連結子法人等の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流入項目を設定することとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。
 - 一 取引相手方に対する預け金のうち、当該取引相手方にとってオペレーション預金に相当するものから生じる金銭
 - 二 コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと銀行又は連結子法人等が推定可能な部分の額を除く。）
 - 三 銀行又は連結子法人等が保有するファシリティに基づいて引き出すことが可能な金銭

第七章 連結安定調達比率

(算式)

第七十四条 法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行（連結子法人等でないものに限る。）がその流動性に係る健全性を判断するための基準であって、連結安定調達比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

$$\text{連結安定調達比率} = \frac{\text{利用可能安定調達額}}{\text{所要安定調達額}}$$

(連結の範囲)

第七十五条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作

成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十六号又は第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

- 2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

（利用可能安定調達額）

第七十六条 第七十四条の算式において「利用可能安定調達額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 第八十二条各号に掲げる負債又は資本の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率（負債又は資本の額に乗ずる率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- 二 第八十三条各号に掲げる負債の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額
- 三 第八十四条各号に掲げる負債の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額
- 四 第八十五条各号に掲げる負債又は資本の額に、同条に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額
- 五 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる負債又は資本の額に、それぞれ同条第一項各号又は第二項各号に規定する利用可能安定調達算入率を乗じて得た額

（所要安定調達額）

第七十七条 第七十四条の算式において「所要安定調達額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 第九十一条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率（資産又は負債の額に乗ずる率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- 二 第九十二条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 三 第九十三条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 四 第九十四条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 五 第九十五条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 六 第九十六条各号に掲げる資産の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 七 第九十七条各号に掲げる資産及び負債の額（デリバティブ取引等に係るものにあっては、同条第一号又は第八号に掲げる額）に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 八 第九十八条第一項の表上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表下欄に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 九 第九十九条の未使用枠の額に、同条に規定する所要安定調達算入率を乗じて得た額
- 十 第百条各号に掲げる額に、当該各号に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額

第八章 単体安定調達比率

第七十八条 前章（第七十五条を除く。）及び次章から第十一章までの規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であって、単体安定調達比率に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、第七章の章名及び第七十四条中「連結安定調達比率」とあるのは「単体安定調達比率」と、同条中「銀行（連結子法人等でないものに限る。）」とあるのは「銀行」と、第八十二条第一号中「自己資本比率告示第五条第一項」とあるのは「自己資本比率告示第十七条第一項」と、同条第二号中「自己資本比率告示第六条第一項」とあるのは「自

己資本比率告示第十八条第一項」と、同条第三号中「自己資本比率告示第七条第一項」とあるのは「自己資本比率告示第十九条第一項」と、第九十八条第二号中「自己資本比率告示第五条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十七条第二項」と、同条第三号中「自己資本比率告示第六条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十八条第二項」と、同条第四号中「自己資本比率告示第七条第二項」とあるのは「自己資本比率告示第十九条第二項」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する単体安定調達比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいい、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する銀行においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

第九章 利用可能安定調達額

第一節 利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額

(利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額)

第七十九条 利用可能安定調達額に算入される負債又は資本の額とは、基準日における次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 連結貸借対照表に計上された負債又は資本の額（デリバティブ負債及びレポ形式の取引（自己資本比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引をいう。以下同じ。）による負債として計上された額を除く。）
- 二 デリバティブ負債の額
- 三 レポ形式の取引による負債の額
- 四 第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の額のうち、第一号から前号までに含まれないものの額

(デリバティブ負債の額)

第八十条 前条第二号に掲げる額は、デリバティブ取引等の別（法的に有効な相対ネットティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネットイン

グ契約の別) に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) の合計額とする。

- 一 デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額 (当該額が零を上回る場合にあっては、零とする。) を合計した額を零から差し引いた額
 - 二 デリバティブ取引等に関連して差し入れた変動証拠金の対価の額
- 2 前項第一号に掲げる額を算出する場合において、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるときは、当該法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を、再構築コストの額に代えて用いることとする。

(レポ形式の取引による負債の額)

第八十一条 レポ形式の取引による負債の額は、レポ形式の取引における現金の支払債務の額 (自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関する負債の額を除く。) の合計額とする。

- 2 前項のレポ形式の取引における現金の支払債務の額を算出するに当たり、当該支払債務を生じたレポ形式の取引及び現金の受取債権を生じたレポ形式の取引が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務がレバレッジ比率告示第九条第二項各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該支払債務の額から当該受取債権の額を控除することにより得られた額を当該支払債務の額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) として計上することができる。

第二節 利用可能安定調達算入率

(百パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本)

第八十二条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、百パーセントとする。

- 一 自己資本比率告示第五条第一項に規定する普通株式等 Tier 1 資本の基礎項目の額
- 二 自己資本比率告示第六条第一項に規定するその他 Tier 1 資本の基礎項目の額
- 三 自己資本比率告示第七条第一項に規定する Tier 2 資本の基礎項目の額から、基

準日から一年を経過する前に弁済期が到来する Tier 2 資本の基礎項目の額を控除した額

四 基準日から満期までの期間が一年以上の資本調達手段（第一号から前号までに掲げるもの及び契約により基準日から満期までの期間が一年未満となる可能性があるものを除く。）の額

五 基準日から満期までの期間が一年以上の負債又は資本の額

（九十五パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債）

第八十三条 次に掲げる負債の利用可能安定調達算入率は、九十五パーセントとする。

- 一 安定預金のうち、預入期間の定めがなく、かつ、預金者等からの払戻しの請求に応じて支払われるもの
- 二 安定預金のうち、基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が一年未満のもの

（九十パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債）

第八十四条 次に掲げる負債の利用可能安定調達算入率は、九十パーセントとする。

- 一 準安定預金（リテール預金のうち安定預金に該当しないものをいう。次号において同じ。）のうち、預入期間の定めがなく、かつ、預金者等からの払戻しの請求に応じて支払われるもの
 - 二 準安定預金のうち、基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が一年未満のもの
- 2 前条及び前項の規定は、中小企業等預金の利用可能安定調達算入率について準用する。この場合において、前条及び前項第一号中「安定預金」とあるのは「中小企業等預金のうち、第二十条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、同条第二項に規定する実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分」と、前項第一号中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と読み替えるものとする。

（五十パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本）

第八十五条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、五十パーセントとする。

- 一 金融機関等以外（個人及び中小企業等を除く。）からの資金調達のうち、基準日か

ら一年を経過する日までの間に弁済期が到来するもの（預金等のうち、預入期間の定めのないものを含む。）

二 適格オペレーション預金（預入期間の末日までの期間が一年未満のもの及び預入期間の定めのないもの）

三 中央政府、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行からの資金調達のうち、基準日から一年を経過する日までの間に弁済期が到来するもの（預金等のうち、預入期間の定めのないものを含む。）

四 金融機関等からの資金調達のうち、基準日から弁済期までの期間が六月以上一年未満のもの

五 中央銀行等からの資金調達のうち、基準日から弁済期までの期間が六月以上一年未満のもの

六 前各号に掲げるもの以外の負債又は資本のうち、基準日から弁済期までの期間が六月以上一年未満のもの

（零パーセントの利用可能安定調達算入率が適用される負債又は資本）

第八十六条 次に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、零パーセントとする。

一 期限の定めのない負債の額（第八十三条第一号、第八十四条第一号並びに前条第一号から第三号までに掲げるものの額を除く。）

二 第八十条に規定するデリバティブ負債の額から、第八十九条に規定するデリバティブ資産の額を減じて得た額（当該額が零を上回る場合に限る。）

三 有価証券、コモディティ若しくは外国通貨（次条第二項及び第九十一条第四号において「有価証券等」という。）又はこれらの対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未払金のうち、次に掲げるものの額

イ 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内又は約定日から四営業日以内に決済されると見込まれるもの

ロ 未決済取引のうち、当初想定されていた決済日から四営業日以内に決済される蓋然性が高いと認められるもの

四 デリバティブ取引等に関連して受け入れた変動証拠金の額（第八十九条第一項ただし書の規定によりデリバティブ資産の額を算出した場合にあっては、現金で受け入れた同項の変動証拠金の対価の額を除いた額とする。）

- 五 デリバティブ取引等に関連して受け入れた当初証拠金の額
 - 六 金融機関等からの資金調達のうち、基準日から六月を経過する日までの間に弁済期が到来するものの額（前条第二号に掲げる額を除く。）
 - 七 中央銀行等からの資金調達のうち、基準日から六月を経過する日までの間に弁済期が到来するものの額（前条第二号に掲げる額を除く。）
 - 八 第八十二条から前条まで及び前各号に該当しない負債又は資本の額
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる負債又は資本の利用可能安定調達算入率は、当該各号に定める率とする。
- 一 繰延税金負債のうち、基準日から当該繰延税金負債の取崩しが想定される最も早い時点までの期間が一年以上のもの 百パーセント
 - 二 繰延税金負債のうち、基準日から当該繰延税金負債の取崩しが想定される最も早い時点までの期間が六月以上一年未満のもの 五十パーセント
 - 三 非支配株主持分（第八十二条第一号から第三号までに含まれる額を除く。次号において同じ。）のうち、基準日から当該非支配株主持分を生じさせた資本調達手段の満期までの期間が一年以上のもの（期間の定めのないものを含む。） 百パーセント
 - 四 非支配株主持分のうち、基準日から当該非支配株主持分を生じさせた資本調達手段の満期までの期間が六月以上一年未満のもの 五十パーセント

第十章 所要安定調達額

第一節 所要安定調達額に算入される資産等の額

(所要安定調達額に算入される資産等の額)

第八十七条 所要安定調達額に算入される資産等の額とは、基準日における次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 連結貸借対照表に計上された資産の額（デリバティブ資産、デリバティブ負債及びレポ形式の取引による資産並びに支払承諾見返勘定として計上された額を除く。）
- 二 デリバティブ資産及びデリバティブ負債の額
- 三 レポ形式の取引による資産の額
- 四 オフ・バランス取引の額（支払承諾見返勘定の額を含む。）
- 五 デリバティブ取引等に関連して預託した当初証拠金（銀行又は連結子法人等が直接清算参加者（自己資本比率告示第一条第三十七号の四に規定する直接清算参加者をい

う。）として間接清算参加者（同条第三十七号の五に規定する間接清算参加者をいう。）の代わりに適格中央清算機関（同条第七号の三に規定する適格中央清算機関をいう。）に預託したものを除く。第九十六条第一号において同じ。）又は清算基金（自己資本比率告示第一条第三十七号の六に規定する清算基金をいう。第九十六条第一号及び第九十八条第一項において同じ。）のうち連結貸借対照表に計上されていない額

六 第九十七条第二号から第四号までに掲げる資本の額のうち、前各号に掲げる額に含まれないもの

- 2 受渡日基準により会計処理を行っている有価証券等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより基準日における所要安定調達額を算出するものとする。この場合においては、前項第一号の規定は、適用しない。
 - 一 買付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されていない有価証券等基準日の時価に基づき計算対象に含める。
 - 二 売付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されている有価証券等計算対象から除外する。

（自由処分権を有する担保の取扱い）

第八十八条 レポ形式の取引又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が担保として使用する有価証券については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより所要安定調達額を算出するものとする。

- 一 連結貸借対照表に計上されていない有価証券のうち担保として受け入れているもの当該有価証券を所要安定調達額に算入しない。
- 二 連結貸借対照表に計上されている有価証券のうち担保として受け入れているもの当該有価証券を所要安定調達額に算入する。
- 三 連結貸借対照表に計上されていない有価証券のうち担保として提供しているもの当該有価証券を所要安定調達額に算入しない。
- 四 連結貸借対照表に計上されている有価証券のうち担保として提供しているもの 当該有価証券に第三節の規定による所要安定調達算入率を乗じた額を所要安定調達額に算入する。

（デリバティブ資産の額）

第八十九条 第八十七条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）を合計した額（以下この条において「合計額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等にあっては、同項第二号に掲げるデリバティブ資産の額を、当該合計額からデリバティブ取引等に関する現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とすることができる。

- 一 現金又はレベル1資産で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。
 - 二 営業日ごとにデリバティブ取引等の時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。
 - 三 変動証拠金として受領した現金又はレベル1資産がデリバティブ取引等に係る契約において定められている通貨と同一であること。
 - 四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一である法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるものであること。
- 2 前項に規定する合計額を算出する場合において、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネッティング契約の対象であるときは、当該法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を、再構築コストの額に代えて用いることとする。

（レポ形式の取引による資産の額）

第九十条 レポ形式の取引による資産の額は、レポ形式の取引における現金の受取債権の額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関する資産の額を除く。）の合計額とする。

- 2 前項のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たり、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務がレバレッジ比率告示第九条第二項各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）として計上することができる。

第二節 所要安定調達算入率

(零パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産)

第九十一条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、零パーセントとする。

- 一 現金（金を除く。）
- 二 中央銀行等への預け金
- 三 中央銀行等に対する債権のうち、基準日から満期までの期間が六月末満のもの
- 四 有価証券等及びその対価の受渡し又は有価証券等の決済を行う取引に係る未収金のうち、次に掲げるもの
 - イ 市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内又は約定日から四営業日以内に決済されると見込まれるもの
 - ロ 未決済取引のうち、当初想定されていた決済日から四営業日以内に決済される蓋然性が高いと認められるもの
- 五 金銭の信託のうち、金融商品取引法第四十三条の二及び第四十三条の三の規定により管理するもの
- 六 デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の額（第八十条第一項の規定に基づきデリバティブ負債の額と相殺された同項第二号の現金で差し入れた変動証拠金の対価の額を除いた額とする。）
- 七 レベル1資産（第一号から前号まで及び第九条第一項第五号に該当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産
- 八 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち、処分上制約のない資産であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - イ 基準日から満期までの期間が六月末満であること。
 - ロ 当該貸出金又はレポ形式の取引がレベル1資産により担保されていること。
 - ハ 基準日から満期までの期間中、受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として提供する権利をいう。）に制限がないこと。
- 九 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行若しくは連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨建てで発行及び調達したものであって、第九条第一項第四号に掲げる要件の全てを満たすもの（第三号に該当する

ものを除く。)

(五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産)

第九十二条 次条から第九十八条までの規定にかかわらず、中央銀行等が特別に実施するオペレーションにより発生した中央銀行等に対する債権の所要安定調達算入率は、五パーセントとする。

(十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産)

第九十三条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、十五パーセントとする。

- 一 レベル2 A資産（第九十一条第一号から第三号までに該当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産
- 二 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産であって、基準日から満期までの期間が六月末満のもの（第九十一条第八号に規定する貸出金又はレポ形式の取引による資産に該当するものを除く。）
- 三 金融機関等に預け入れている預金（オペレーションアル預金に相当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産であって、預入期間の定めがないもの又は預入期間の末日までの期間が六月末満のもの

(五十パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産)

第九十四条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、五十パーセントとする。

- 一 レベル2 B資産（第九十一条第一号から第三号までに該当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産
- 二 中央銀行等又は金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産であって、基準日から満期までの期間が六月以上一年未満のもの
- 三 金融機関等に預け入れている預金（オペレーションアル預金に相当するものを除く。）のうち処分上制約のない資産であって、預入期間の末日までの期間が六月以上一年未満のもの
- 四 金融機関等に預け入れているオペレーションアル預金に相当するもののうち処分上制約のない資産であって、預入期間の末日までの期間が一年未満のもの及び預入期間の定めのないもの
- 五 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含

む。) のうち処分上制約のない資産であって、基準日から満期までの期間が一年未満のもの

六 流動資産に該当しない資産（前各号に掲げるものを除く。）のうち処分上制約のない資産であって、基準日から満期までの期間が一年未満であり、全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの

（六十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十五条 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む。）のうち処分上制約のない資産であって、次に掲げる要件を満たすものの所要安定調達算入率は、六十五パーセントとする。

- 一 基準日から満期までの期間が一年以上であること。
- 二 リスク・ウェイトが三十五パーセント以下であること。

（八十五パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産）

第九十六条 次に掲げる資産の所要安定調達算入率は、八十五パーセントとする。ただし、第一号に掲げる資産のうち、当初証拠金として預託している資産については、この節に定めるところにより算出した所要安定調達算入率が八十五パーセントよりも高い場合には、当該所要安定調達算入率を適用する。

- 一 デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表に計上されないものを含む。）
- 二 金融機関等以外への貸出金又はレポ形式の取引による資産（住宅ローン債権を含む。）のうち、処分上制約のない資産であって、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
 - イ 基準日から満期までの期間が一年以上であること。
 - ロ リスク・ウェイトが三十五パーセントを超えていること。
- 三 流動資産に該当しない上場株式又は残存期間が一年以上の有価証券のうち処分上制約のない資産であって、当該発行会社に対するエクスポートナーの全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの
- 四 現物決済されるコモディティ（金を含む。）

（百パーセントの所要安定調達算入率が適用される資産等）

第九十七条 次に掲げる資産等の所要安定調達算入率は、百パーセントとする。

- 一 第八十九条に規定するデリバティブ資産の額から、第八十条に規定するデリバティブ負債の額を差し引いた額（当該額が零を上回る場合に限る。）
- 二 自己資本比率告示第五条第二項に規定する普通株式等 Tier 1 資本の調整項目の額（同項第七号に掲げる額を除く。）
- 三 自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他 Tier 1 資本の調整項目の額（同項第五号に掲げる額を除く。）
- 四 自己資本比率告示第七条第二項に規定する Tier 2 資本の調整項目の額
- 五 第九十一条から前条までの規定にかかわらず、処分上制約のない貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（住宅ローン債権及び中央銀行等に対する債権を含む。）のうち全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの以外の額
- 六 連結貸借対照表の資産の部に計上されている有価証券のうち第九十一条第七号及び第九号、第九十二条、第九十三条第一号、第九十四条第一号及び第六号並びに前条第三号に掲げるものに該当しないもの
- 七 第九十一条から前条までに掲げるもの及び前号に規定するものに含まれない資産の額
- 八 第八十一条第一項第一号に掲げる額に五パーセントを乗じて得た額

第三節 処分上制約のある資産の取扱い

（処分上制約のある資産の所要安定調達算入率）

第九十八条 第九十一条（第一号、第二号及び第五号を除く。）から第九十六条までに掲げる資産（デリバティブ取引等に関連して預託した当初証拠金及び清算基金を除く。）のうち処分上制約のある資産の所要安定調達額については、第九十一条から第九十六条までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額とする。

| | |
|--|---------|
| 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が一年以上の資産 | 百パーセント |
| 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が六月以上一年未満の資産（当該資産が処分上制約のない場合に、この章の規定による所要安 | 五十パーセント |

| | |
|---|-------------------|
| 定調達算入率が五十パーセント以下となるものに限る。) | |
| 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が六月以上一年未満の資産（当該資産が処分上制約のない場合に、この章の規定による所要安定調達算入率が五十パーセントを超えるものに限る。） | 当該資産について前節に規定する比率 |
| 基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間が六月末満の資産 | 当該資産について前節に規定する比率 |

2 前項の規定にかかわらず、市場全体にストレスが生じている場合又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に中央銀行等が特別に実施するオペレーション等の担保として提供されている資産については、前節に規定する所要安定調達算入率を適用する。

第四節 オフ・バランス取引の取扱い

（与信ファシリティ及び流動性ファシリティの取扱い）

第九十九条 オフ・バランス取引のうち、与信ファシリティ及び流動性ファシリティについては、それらの未使用枠の額に五パーセントの所要安定調達算入率を乗じて得た額を所要安定調達額とする。

（偶発債務の取扱い）

第一百条 オフ・バランス取引のうち、偶発的に資金調達をする負債については、次の各号に掲げる額に、当該各号に定める所要安定調達算入率を乗じて得た額を所要安定調達額とする。

- 一 ファシリティ（銀行又は連結子法人等が流動性ストレス時に取消可能なものに限る。）における未使用枠の額 次のイ又はロに掲げるファシリティの区分に応じ、当該イ又はロに定める比率
 - イ 取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの 零パーセント
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 三パーセント
- 二 銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証に相当するものの額の合計額

二パーセント

三 その他主要な偶発事象であって、基準日から一年を経過する日までの間に生ずると見込まれるもの額 銀行又は連結子法人等が、流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに設定する比率

第十一章 相互に関係する資産及び負債

(相互に関係する資産及び負債の基準)

第一百一条 前二章の規定にかかわらず、負債の利用可能安定調達算入率及び資産の所要安定調達算入率は、銀行又は連結子法人等の有する資産及び負債のうち次に掲げる要件の全てを満たすものに限り、零パーセントとすることができる。

- 一 相互に関係する個別の資産及び負債が明確に識別可能であること。
- 二 当該資産及び負債の満期までの期間及び元本額が同一であること。
- 三 銀行又は連結子法人等が当該資産及び負債から生ずる資金について導管体となる役割のみ果たしていること。
- 四 当該資産及び負債のそれぞれについて、銀行又は連結子法人等の取引相手が異なること。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(最低水準に係る経過措置)

第二条 第二条（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二条中「百パーセント」とあるのは、平成二十七年三月三十一日から同年十二月三十一日までの間は、「六十パーセント」とし、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「七十パーセント」とし、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「八十パーセント」とし、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「九十パーセント」とする。

附 則（平成二十七年三月二十六日金融庁告示第二十五号） 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十年三月七日金融庁告示第九号）抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 銀行は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするとときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。

附 則（令和三年三月三十一日金融庁告示第十四号）抄

(適用時期)

第一条 この告示は、令和三年九月三十日から適用する。

改正文（令和三年十一月十日金融庁告示第八十八号）抄

令和三年十一月二十二日から適用する。

附 則（令和四年四月二十八日金融庁告示第二十六号）抄

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行については、なお従前の例による。

改正文（令和五年五月二十六日金融庁告示第五十九号）抄
令和五年六月一日から適用する。